

軽度者等に対する福祉用具貸与判断表

対象外種目	貸与が認められる者 (94号告示第31号のイ)	貸与可否の判断基準 (基本調査の結果)
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 →歩行「3できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	医師から得た情報に基づきサービス担当者会議等にて判断 →市への確認依頼書の提出は不要
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4 →起き上がり「3できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 →寝返り「3できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 →寝返り「3できない」
エ 認知症老人 徘徊感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 →意思の伝達「1 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～基本調査 3-7のいずれか「2できない」 又は 基本調査 3-8～基本調査 4-15のいずれか「1ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 →移乗・移動「4全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く) 【注意】 ①昇降座椅子は、床からの昇降を補助するものであるため(二)の状態 で判断する。 ②段差解消機は、(三)の状態 で判断する。	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 →立ち上がり「3できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 →移乗「3一部介助」又は「4全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	医師から得た情報に基づきサービス担当者会議等にて判断 →市への確認依頼書の提出は不要
カ 自動排泄処理装置	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 →排便「4全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 →移乗「4全介助」